



平成 29 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ホ ー プ
代 表 者 名 代表取締役社長兼CEO 時津孝康
(コード番号：6195 東証マザーズ・福証 Q-Board)
問 合 せ 先 取締役 CFO 大島研介
(TEL. 092-716-1404)

新株予約権の消滅に関するお知らせ

当社は、当社の従業員に対して発行した新株予約権の一部が消滅することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 消滅の対象となる新株予約権の内容

株式会社ホープ 2017 年度第 1 回新株予約権の概要

(1) 決 議 日	平成 28 年 8 月 9 日
(2) 割 当 先	当社の従業員
(3) 権 利 行 使 期 間	平成 29 年 10 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日まで
(4) 新 株 予 約 権 の 発 行 数	433 個 (潜在株式数：43,300 株)
(5) 新 株 予 約 権 の 未 行 使 残 高 数	433 個 (潜在株式数：43,300 株)
(6) 消 滅 す る 新 株 予 約 権 の 数	433 個 (潜在株式数：43,300 株)
(7) 消 滅 後 の 新 株 予 約 権 の 数	0 個 (潜在株式数：0 株)

2. 新株予約権の消滅の理由

株式会社ホープ 2017 年度第 1 回新株予約権は、下記の「新株予約権の行使の条件」があり、この第①項ただし書きに抵触するため、当該新株予約権の全部が消滅するものであります。

<株式会社ホープ 2017 年度第 1 回新株予約権の行使の条件>

① 新株予約権者は、平成 29 年 6 月期から平成 31 年 6 月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書、以下同じ）の経常利益が下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数（1 個未満切り捨て）を行使することができる。

(a) 平成 29 年 6 月期の経常利益が 177 百万円を達成した場合、20%のみ行使可能。

(b) 平成 30 年 6 月期の経常利益が 212 百万円を達成した場合、50%のみ行使可能。

(c) 平成 31 年 6 月期の経常利益が 255 百万円を達成した場合、すべて行使可能。

ただし、平成 29 年 6 月期から平成 31 年 6 月期の経常利益が 147 百万円を一度でも下回った場合、すでに権利行使可能となっている分を除き権利行使できない。なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。

3. 新株予約権の消滅日

平成 29 年 9 月 28 日

4. 今後の見通し

本件が当社の平成30年6月期の業績予想に与える影響はございません。

以 上